

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和2年7月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000024 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000014 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 22 万円から 24 万円とすることが必要である。

平成 28 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社における請求期間の標準報酬月額が実際の支給額に比べて低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した給与支給明細書及び預金通帳の記録並びに年金事務所が保管している A 社の請求者に係る賃金台帳から判断すると、請求者は、請求期間において、同社から標準報酬月額 24 万円に見合う給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成 28 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、24 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）に記載された報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月

額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該届書が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000001 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000013 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 7 月 26 日から平成 5 年 7 月 26 日まで

私は、A 社に入社し、店名「B」に平成 5 年 7 月 26 日まで勤務していたが、平成 4 年 7 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているのので、調査の上、請求期間に係る厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 社において平成 3 年 8 月 21 日に雇用され、平成 4 年 7 月 31 日に離職していることが確認できる。

また、A 社に係るオンライン記録から、請求者は、平成 4 年 7 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、同年 7 月 30 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、A 社は、「保存期間を過ぎており請求期間当時の資料は無いが、請求者は、国（厚生労働省）の記録どおりに勤務しており、次の就職先を決めたため退職すると言われ、契約更新を一度も行わず、一年足らずで退職し、再入社もしていないため、請求期間には勤務していなかった。」旨を回答しているところ、請求者のオンライン記録は、請求期間のうち、平成 4 年 9 月 1 日から同年 9 月 16 日までの期間について、同社とは異なる事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、A 社の同被保険者記録を確認したが、請求期間において、請求者の氏名は見当たらず、健康保険被保険者証の整理番号に欠番はない。

加えて、請求者が名前を挙げた同僚を含む A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び住所が特定できた者に照会を行い、回答のあった者は、請求者を記憶していない上、請求者は請求期間に同僚の子供が産まれたことを記憶している旨を主張しているが、同社のオンライン記録の被扶養者記録からは請求期

間に子の出生の事実の確認できる同僚はおらず、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことを確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、請求者から提出された、C市の平成4年度国民健康保険税更正決定通知書及び児童扶養手当現況届（平成4年度）について照会を行ったが、同市は、当該届出に係る所得証明等の添付資料は、保存期限の経過により保管していない旨を回答している上、D県も児童扶養手当現況届に係る所得証明等の添付資料は、保存期限の経過により保管していない旨を回答しており、ほかに、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。